

重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定看護小規模多機能型居宅介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「二宮町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条件規定に基づき、指定看護小規模多機能型居宅介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 寿考会
代表者氏名	理事長 里山 樹
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	神奈川県中郡二宮町富士見が丘 2-19-11 (連絡先部署名：本部事務局) (電話 0463-72-1712・FAX0463-73-4411)
法人設立年月日	1971年2月1日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	看護小規模多機能型居宅介護 湘南ユイト
介護保険指定 事業所番号	1491300131
事業所所在地	神奈川県中郡二宮町山西 256-9

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	社会福祉法人寿考会が設置する看護小規模多機能型居宅介護 湘南ユイトにおいて実施する指定看護小規模多機能型居宅介護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、介護支援専門員及び従業者が、要介護状態の利用者に対して、適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。
運営の方針	看護小規模多機能型居宅介護は、要介護者状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、ご利用様が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、ご利用様の状態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。また、医療面においては、看護師が中心となり、医療ニーズの高い方の対応や在宅での看取りを支える。ご利用様の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。事業の実施に当たっては、ご利用様の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努める。

(3) 事業所の職員体制

管理者	古本 真也
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	1 事業所の従業者・業務の管理を一元的に行います。 2 法令等において規定されている看護小規模多機能型居宅介護の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤 1名 介護職と兼務
介護支援専門員	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関、地域包括支援センター等との連絡・調整を行います。	常勤 1名 介護職と兼務
看護従業者	1 ご利用者様に対し必要な看護及び医療的処置、支援を行います。(併設の訪問看護ステーション)	看護職員 4名 常勤 3名 非常勤 1名
介護従業者	1 ご利用者様に対し必要な介護及び世話、支援を行います。	介護職 5名 常勤 2名 非常勤 3名

(4) 営業日、営業時間及び実施地域

営業日	365日
① 通いサービス提供時間	基本時間 9時00分～16時30分まで
② 宿泊サービス提供時間	基本時間 16時30分～翌9時00分まで
③ 訪問サービス提供時間	24時間
通常の事業の実施地域	二宮町

(5) 登録定員及び利用定員

登録定員	29名
通いサービス利用定員	18名
宿泊サービス利用定員	9名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
看護小規模多機能型居宅介護計画の作成		<ol style="list-style-type: none"> サービスの提供開始時に、ご利用様が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問（看護・介護）サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者との協議の上、援助目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成します。 ご利用様に応じて作成した介護計画について、ご利用様及びそのご家族様に対して、その内容について説明し同意を得ます。 計画を作成した際には、当該 看護小規模多機能型居宅介護計画をご利用様に交付します。 作成に当たっては、ご利用様の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
相談・援助等		<ol style="list-style-type: none"> ご利用様の心身の状況等を的確に把握し、ご利用様・ご家族様の相談に適切に応じ、支援を行います。
通いサービス及び宿泊サービスに関する内容	介護サービス	<ol style="list-style-type: none"> 移動・移乗介助 介助が必要なご利用者様に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。 排せつの介助 介助が必要なご利用者様に対して、トイレ誘導、おむつ交換を行います。 見守り等 ご利用様が安心安全に過ごせる見守り等を行います。
	医療的処置	<ol style="list-style-type: none"> 看護師により、必要に応じた医療的処置を行います。
	健康のチェック	<ol style="list-style-type: none"> 血圧測定・体温測定等・ご利用様の健康状態の把握に努めます。
	機能訓練	<ol style="list-style-type: none"> 日常生活動作に通じる維持・向上訓練 ご利用様の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作通じる維持・向上訓練を行います。 ご利用者の能力とニーズに応じた訓練を行います。
	入浴サービス	<ol style="list-style-type: none"> 入浴の提供及び介助が必要なご利用者様に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	食事サービス	<ol style="list-style-type: none"> 食事の提供及び、食事の介助を行います。 食事は原則食堂で摂っていただきます。 身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。
	送迎サービス	<ol style="list-style-type: none"> 事業者が保有する自動車により、ご利用様の居宅と事業所間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。また、状況に応じて送迎をお願いする場合もございます。

訪問サービスに関する内容	身体の看護	1 看護師による医療処置や健康管理
	身体介護	1 排せつ介助 排せつの介助・おむつの交換を行います。 2 食事介助 食事の介助を行います。 3 清拭等 入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。また、日常的な行為としての身体整容を行います。 4 体位変換 床ずれ予防のため、体位変換を行います。
	生活介助	1 買い物 ご利用者様の日常生活に必要な物品の買い物をいたします。 2 調理 ご利用者様の食事の調理を行います。 3 住居の掃除 ご利用者様の居室の掃除や整理整頓を行います。 4 洗濯 ご利用者様の衣類等の洗濯を行います。
	その他	1 ご利用者様の安否確認等を行います。

(2) 看護小規模多機能型居宅介護従業者の禁止行為

看護小規模多機能型居宅介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② ご利用者様又はご家族様の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ ご利用者様又はご家族様からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ ご利用者様の同居家族様に対する訪問サービスの提供
- ⑤ ご利用者様の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ ご利用者様の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為（ご利用者様又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他ご利用者様又はご家族様等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 介護保険外実費費用

- ① 送迎・交通費 利用者の選択により通常の事業の実施地域を超えて行う訪問サービスを提供する場合に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

1. 通常の事業の実施地域（二宮町内）	無料
2. 通常の事業の実施地域を越える地点から片道5km未満	300円
3. 通常の事業の実施地域を越える地点から片道5km～10km未満	500円
4. 上記以上の距離の場合	要相談

- ② 食事の提供に要する費用
朝食 400円/回、昼食 700円/回、夕食 700円/回、おやつ 100円/回
- ③ 宿泊に要する費用 3,000円
- ④ おむつ代 実費
- ⑤ 洗濯代 500円/回（事業所内で衣類等洗濯した場合）
- ⑥ ご利用料の口座振替手数料 110円/回
- ⑦ その他 日常において通常必要となるものに係る費用で、ご利用者様が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

4 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) ご利用者様が要介護認定を受けていない場合は、ご利用者様の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くともご利用者様が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) サービス提供は「看護小規模多機能型居宅介護計画」に基づいて行います。なお、「看護小規模多機能型居宅介護計画」は、ご利用者様等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更します。
- (4) 指定看護小規模多機能型居宅介護サービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、ご利用者様の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

5 衛生管理等

- ① 衛生管理について
ご利用者様の使用する施設、食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じます。
- ② 感染症対策マニュアル
新型コロナウイルス・ノロウイルス・インフルエンザ等の感染症予防マニュアルを整備し、従業者に周知徹底します。また、従業者への衛生管理に関する研修を年2回行います。
- ③ 他機関との連携について
事業所において食中毒及び感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講じます。また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

6 緊急時の対応方法について

指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供中に、ご利用者様に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご利用者様が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

【協力医療機関】 (協力医療機関一覧)	医療機関名 医療法人 徳洲会 湘南大磯病院 所在地 神奈川県中郡大磯町京 2 1 - 1
	医療機関名 デンタルサポート株式会社 所在地 神奈川県小田原市栄町 2 - 1 3 - 1 そびそ二宮ビル 2 階

7 事故発生時の対応方法について

ご利用者様に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供したサービスにより事故が発生した場合は、市町村、ご利用者様のご家族様に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、ご利用者様に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供したサービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	SOMPO 損害保険ジャパン株式会社
保険名	福祉サービス総合保障
補償の概要	ケガの補償、賠償責任の補償等

保険会社名	一般社団法人 全国訪問看護協会
保険名	訪問看護事業者総合補償制度
補償の概要	訪問看護事業者賠償責任保険等

8 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）管理者 古本 真也

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年 2 回）

- ④ 大雪・台風等の警報・注意報が発令された場合、送迎時の危険回避を考え計画が「通い」であっても「訪問(看護・介護)」での対応に変更するなど安全第一を考え支援を行います。また、その時々で、事業所の方から連絡を行います。

9 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した看護小規模多機能型居宅介護に係るご利用者様及びそのご家族様からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(10-(2)に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ・苦情又は相談があった際には、状況を詳細かつ正確に把握するため、場合によっては訪問を実施するなど、慎重に聞き取りや事情確認を行う。
 - ・苦情である場合には、ご利用者様側の立場に立って事実関係の特定を行う。
 - ・相談担当者は速やかに、管理者やその他の従業員と共有して、ご利用者様の意見・主張を最大限に尊重した上で適切な対応方法を検討する。
 - ・関係者への連絡調整を迅速かつ確実に行うとともに、必ず、ご利用者様へ対応内容等の結果報告を行う。(時間を要する場合は一旦その旨をご利用者様へ伝え、進捗状況を適宜報告するなど、きめ細やかな対応を行う。)
 - ・報告後も、改善出来ているか確認等を継続していく。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 看護小規模多機能型居宅介護 湘南ユイット	所在地 中郡二宮町山西 256-9 電話番号 0463-71-5218 ファックス番号 0463-71-5228 受付時間 9:00~17:00
【市町村（保険者）の窓口】 健康福祉部高齢介護課高齢福祉班	所在地 中郡二宮町二宮 961 番地 電話番号 0463-75-9542 ファックス番号 0463-73-0134 受付時間 8:30~17:15
【公的団体の窓口】 神奈川県国民保険団体連合会 介護苦情相談係	所在地 横浜市西区楠町 27-1 電話番号 045-329-3447 受付時間 8:30~17:00

10 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、ホームページ等において公開しています。

11 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、ご利用者様又はそのご家族様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得たご利用者様又はそのご家族様の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得たご利用者様又はそのご家族様の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後におい
--------------------------	---

	ても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、ご利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者様の個人情報を用いません。また、ご利用者様の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者様のご家族様の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、ご利用者様又はそのご家族様に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、ご利用者様の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合はご利用者様の負担となります。）</p>

12 虐待の防止について

事業者は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 古本 真也
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。それらの研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。

(5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

(6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

13 身体拘束について

事業者は、原則としてご利用者様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご利用者様やそのご家族様に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、ご利用者様本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

- (2) 非代替性……身体拘束以外に、ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

14 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に当たっては、ご利用者様、利用者ご家族様、地域住民の代表者、市職員及び本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、おおむね2ヶ月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

15 サービス提供の記録

- ① 指定看護小規模多機能型居宅介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供終了の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 指定看護小規模多機能型居宅介護サービス内容の見積もりについて

このサービス内容の見積もりは、あなたの看護小規模多機能型居宅介護計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 利用料、利用者負担額の目安

別紙 看護小規模多機能型居宅介護 湘南ユイット 利用料、利用者負担額表参照

(2) その他の費用

① 送迎費・交通費	重要事項説明書3(3)―①記載のとおりです。
② 食事の提供に要する費用	重要事項説明書3(3)―②記載のとおりです。
③ 宿泊に要する費用	重要事項説明書3(3)―③記載のとおりです。
③ おむつ代	重要事項説明書3(3)―④記載のとおりです。
④ その他	重要事項説明書3(3)―⑤記載のとおりです。

(3) 1月当たりのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	
----------	--

※ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

なお、サービス内容の見積もりについては、確認ができれば、別途利用金表の活用も可能です。

※この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

17 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「二宮町指定地域密着型サービス」に関する基準を定める条例の規定に基づき、ご利用者様に説明を行いました。

事業者	所在地	中郡二宮町山西256-9
	事業所名	看護小規模多機能型居宅介護 湘南ユイット
	管理者名	古本 真也 印
	説明者氏名	印

事業者から上記内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印